

## 公的保険制度について、理解を深めるために

- 様々なリスクに備える保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。
- 公的保険の保障内容を理解したうえで必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度の詳細はこちら



### WEB版「ご契約のしおりー約款」「特別勘定のしおり」のご案内

#### アドレスと検索コードから閲覧

1 以下のアドレスにアクセス

アドレス <https://inscloud.jp/ak/04/>

2 検索コードを入力して「検索」をクリック

ご契約のしおりー約款 0499031004

特別勘定のしおり 0499032001

#### QRコードから閲覧

ご契約のしおりー約款



特別勘定のしおり



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

※お申込み後でも冊子版をご希望される場合はご請求いただけます。ご希望の場合、ニッセイダイレクト事務センターまでご連絡ください。(お申込み時に冊子版をご希望いただいた場合は不要です。)

ご検討にあたっては、当書面と「**列表**」または「**提案書**」をあわせてご確認ください。  
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と

**ご契約のしおりー約款** **特別勘定のしおり** を必ずご確認ください。

詳しくは、外貨建保険販売資格・変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

### 募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要

な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。  
※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。  
●今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。



引受保険会社  
日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター  
**0120-375-621** (通話料無料)  
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日、12/31～1/3を除く)  
ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

募集代理店

# デュアルード

ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)  
〈指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(無配当2022)〉

商品動画はこちら



### ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面  
(契約概要／  
注意喚起情報)  
兼  
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。  
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。

ご確認

元本割れに関する  
ご案内はP.39-40  
をご確認ください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社



151807010(6)

# ダブルス効果だ。

外貨の金利を活かす変額年金の名コンビ。  
あなたの資産を、守りながらふやします。

日本の低金利の状況が続く中、  
外貨への関心が高まっているのをご存知ですか？  
実は、家計における外貨資産は23年で約3.8倍に増加しています。

→ 詳細は P.37 をご確認ください。

ボクがしっかり  
まもるから、  
キミは安心して  
せめていいよ。



せっかく外貨で運用するのですから、そのメリットを享受しましょう。

外貨の金利が活きるのは、  
実は守りの部分。守りに使う資金が  
外貨の金利のおかげで少なくて済み、  
そのため攻めに使える資金が多くなり、  
思いきった運用ができるのです。  
「デュアルドリーム」は、  
守りと攻めにご資金を効果的に振り分け、  
年金額の増大をめざします。

ダブルス効果の  
イメージ



積極運用の  
成果が上乗せ  
されます

指定通貨で  
一時払保険料と  
同額が保証  
されます

円の目標金額に到達したら、  
運用成果を自動的に確保。



→ 詳細は P.3-6 をご確認ください。

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しています。

※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しています。

※定額円建年金保険への変更時、繰延べ時、年金額の算出時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

# 特徴としくみ

目標金額に  
到達した場合

# 「まもる」と「せめる」のダブル効果で、 年金原資を守りながらふやします。



ご注意

- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細は P.27-30 をご確認ください。

## ふやす

積極的に運用し、円の目標金額をめざします。

- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定できます。目標金額は何度でも変更できます。

ご契約時は一時払保険料(円)の105%~200%の間(5%刻み)で、その後は100%の設定もできます。※目標金額の設定は必須ではありません。

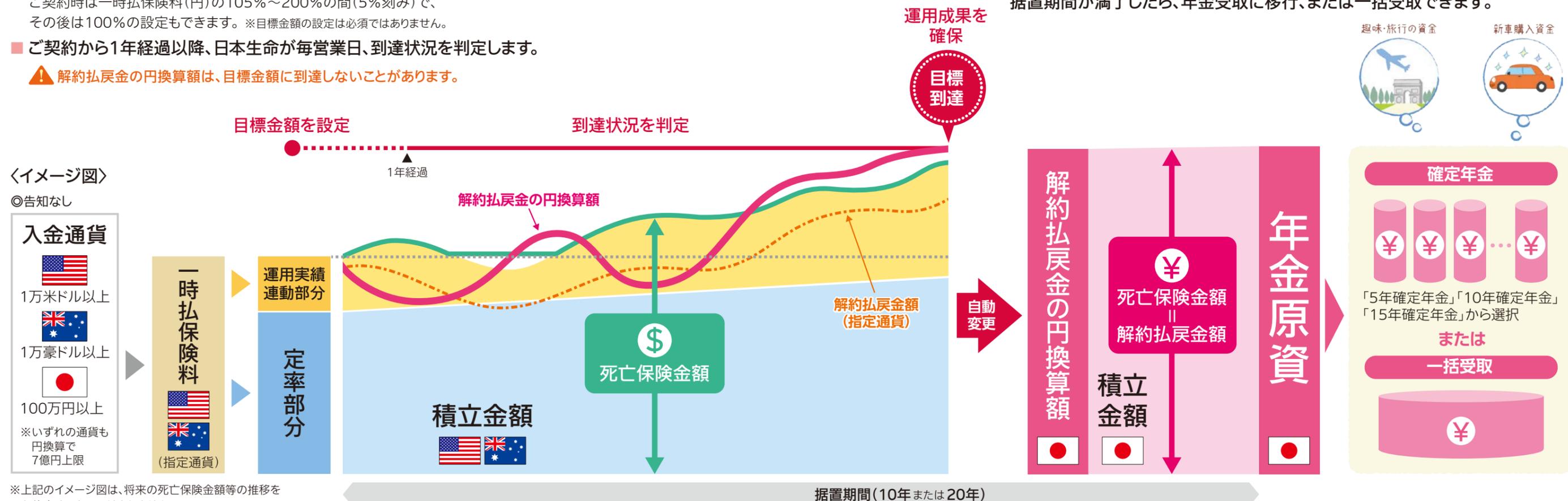
- ご契約から1年経過以降、日本生命が毎営業日、到達状況を判定します。

⚠解約払戻金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。

## つかう

円でご資金を確保し、受取り方を選びます。

- 解約払戻金の円換算額で「定額円建年金保険」に自動的に変更。据置期間が満了したら、年金受取に移行、または一括受取できます。



〈イメージ図〉

◎告知なし

### 入金通貨

- 1万米ドル以上
  - 1万豪ドル以上
  - 100万円以上
- ※いずれの通貨も円換算で7億円上限

※上記のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

### 安定運用

定率部分

外貨の金利で複利運用され、積立金は安定してふえます。

まもる



### 積極運用

運用実績連動部分

株式市場の動向に応じて収益獲得をめざす運用を行います。積立金は運用実績に応じて増減します。

せめる



※定率部分と運用実績連動部分の比率は、定率部分に適用される積立利率により決まります。

被保険者が亡くなられたとき

死亡保険金  
(円または指定通貨)

指定通貨で一時払保険料以上が保証されます。死亡保険金額は、指定通貨で「一時払保険料」「積立金額」「解約払戻金額」のいずれか大きい金額となります。

詳細はP.13-14をご確認ください。

⚠円で受取の場合は、為替レートによっては一時払保険料(円)を下回ることがあります。

「円建死亡保険金特約」を付加すれば、据置期間中、一時払保険料保証されます。

※ご契約時のみ付加できます。※特約を付加すると、運用実績連動部分小さくなります。

加すれば、(円)以上が

の比率が

目標金額に到達しない場合についてはP.5-6をご確認ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

# もし、円の目標金額に到達しなくとも…

**ご注意**

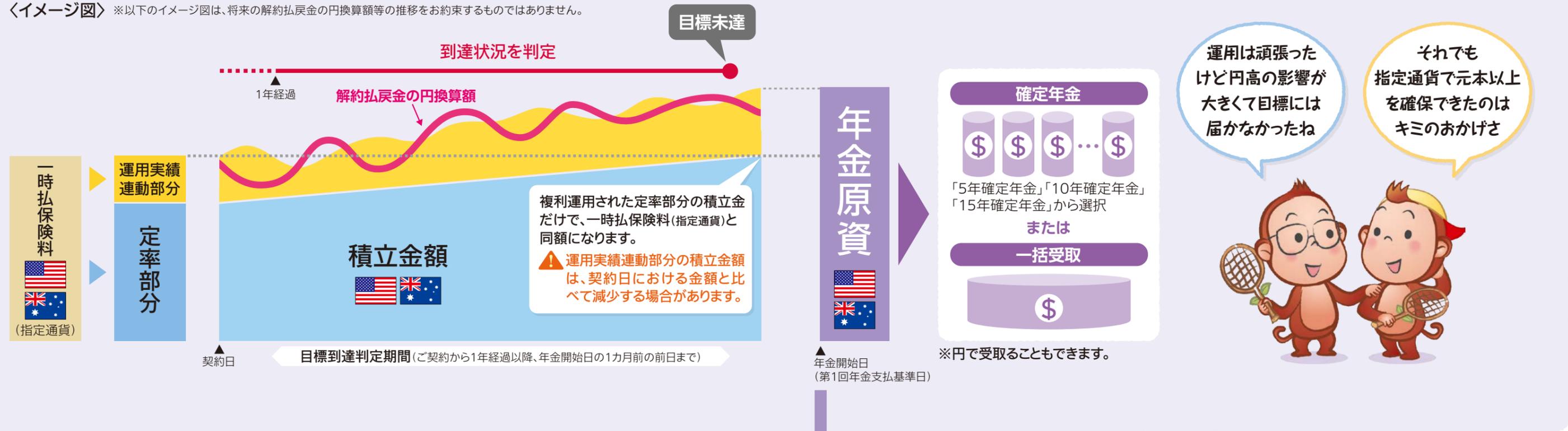
- ご負担いただく費用があります。
- 為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細は P.27-30 をご確認ください。

## 年金原資は指定通貨で一時払保険料以上が保証されます。

▲円で受取の場合、為替レートによっては一時払保険料(円)を下回ることがあります。

＜イメージ図＞ ※以下のイメージ図は、将来の解約払戻金の円換算額等の推移をお約束するものではありません。



## 繰延べにより、円の目標金額への再チャレンジもできます。

- 年金の受取開始時期を、1回に限り、最長5年間繰延べることができます。
    - ※年金開始日に「第1回年金支払基準日の変更に関する特約」を付加します。
    - ※定額円建年金保険に移行後や、お申し出時に日本生命が取扱っていない場合は、この特約を付加できません。
  - 繰延べにより、改めて判定期間を設けることができます。目標金額は何度でも変更できます。
    - ※目標金額の設定は必須ではありません。
- ▲積立金の円換算額は、目標金額に到達しないことがあります。また、繰延べしなかった場合と比べて、減少する場合があります。

さらに5年間、もう一度、円の目標金額にチャレンジできて楽しみだね



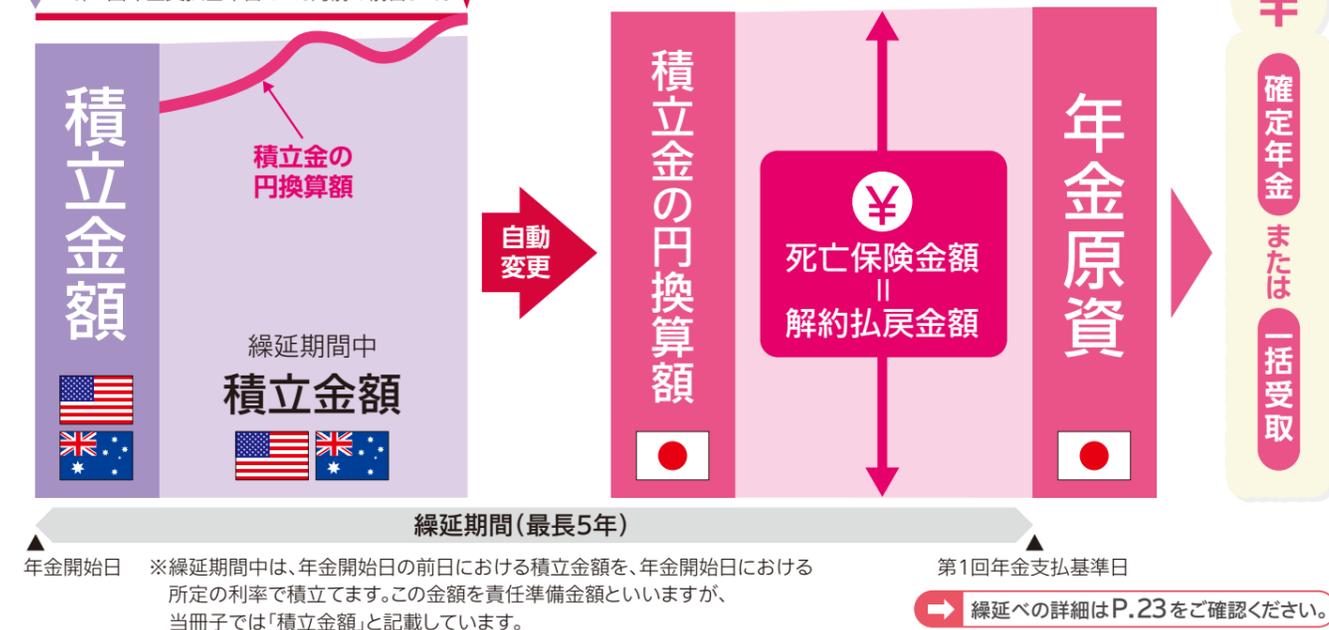
目標金額に到達した場合には P.3-4 をご確認ください。

**判定期間も延長**

※第1回年金支払基準日の1カ月前の前日まで。

**目標到達**

受取り方の詳細は P.4 をご確認ください。



# 運用実績連動部分のしくみ

～各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について～

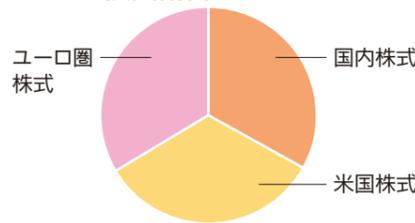
## 2つのポートフォリオへの配分を、 株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。

- 用語のご説明**
- ポートフォリオ—安全性や収益性を考えた、分散投資の組合せのことです。
  - ボラティリティ—資産価格の変動性のことで、数値が高いほど価格の変動幅が大きくなります。
  - レバレッジ取引—レバレッジとは槌子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす取引手法のことです。

### 株式市場が好調なときには 株式ポートフォリオ で運用

- 国内、米国、ユーロ圏の株式にそれぞれ3分の1ずつ投資し、積極的に収益の獲得をめざすポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**45%**程度  
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。
- 各資産への投資割合は固定となります。

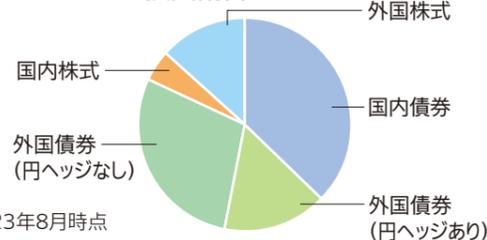
#### 投資割合イメージ



### 株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオ で運用

- リスクの性格がそれぞれ異なる資産に分散投資するポートフォリオです。
- ボラティリティ上限は年率**20%**程度  
※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。
- 各資産への投資割合は原則月1回見直します。
- 安定運用ノウハウのある、ニッセイアセットマネジメント株式会社による投資助言を反映

#### 投資割合イメージ



株式市場の  
トレンドを日々計測し、  
ルールにもとづき  
自動切替

### 配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、過去約1年の移動平均および過去約6カ月の移動平均とを比較して配分します。

どんなときにポートフォリオを切替えるか、  
はっきりしていてわかりやすいね



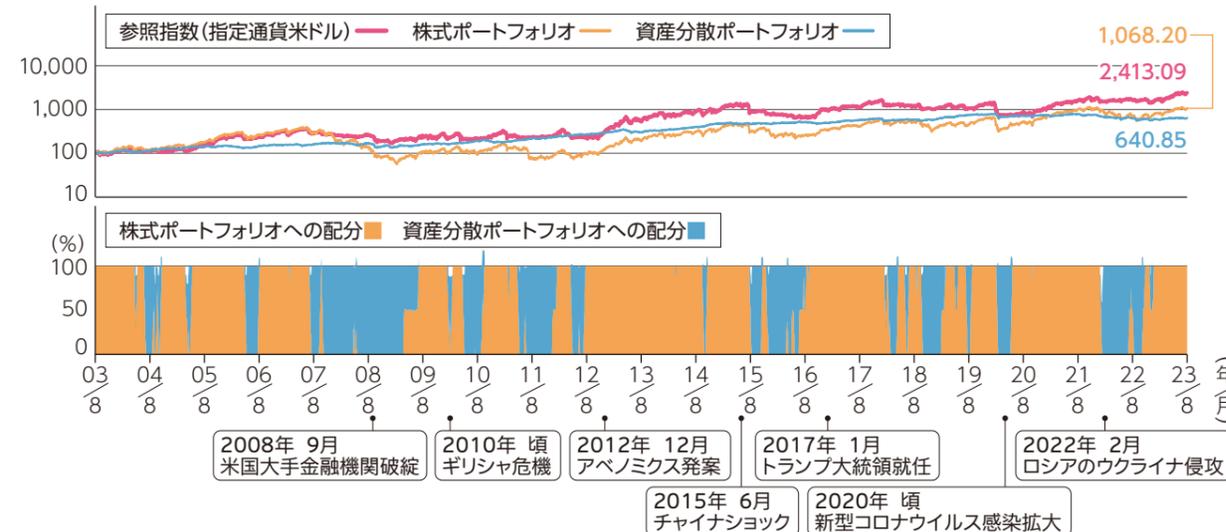
強い上昇トレンド	上昇トレンド	下降トレンド
株式市場の「直近約1週間の水準」が「過去約1年の移動平均」および「過去約6カ月の移動平均」の両方を上回っている場合*	株式市場の「直近約1週間の水準」が「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っている場合*	「過去約6カ月の移動平均」を下回っている場合
直近約1週間の水準	過去約1年の移動平均	過去約6カ月の移動平均
配分指示 株式ポートフォリオ 100%	株式ポートフォリオ 50% 資産分散ポートフォリオ 50%	資産分散ポートフォリオ 100%

\* 同水準である場合を含みます。 ※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

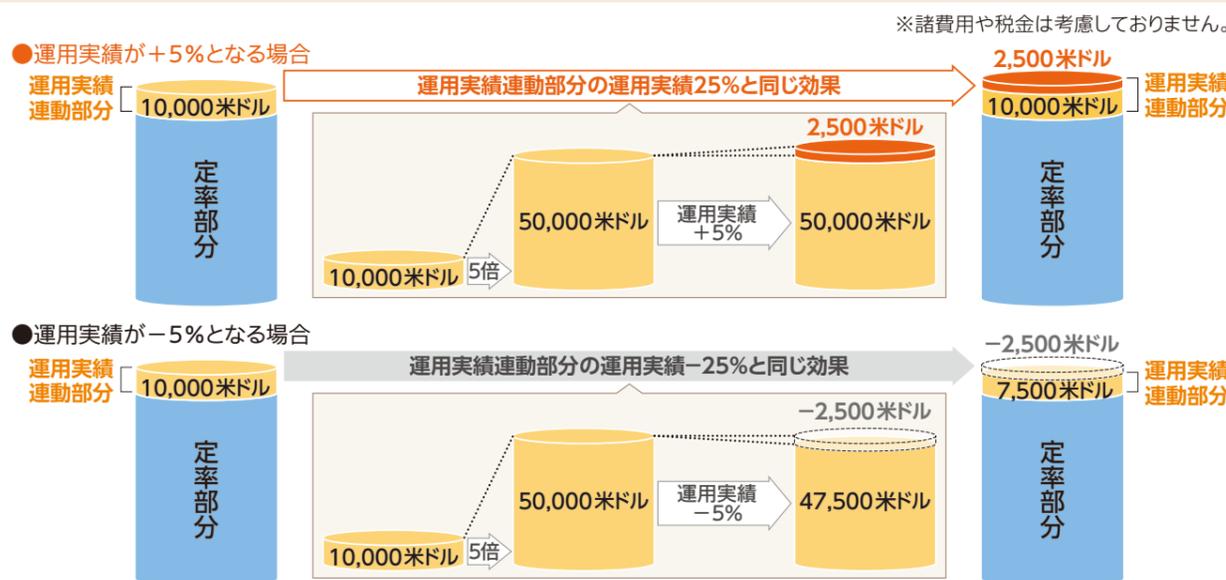
2003年8月末を100として2023年8月末まで運用したと仮定

- 「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の配分切替ルールにもとづく「配分割合の推移」を示しています。(レバレッジ取引を利用)
- 参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を示した指数です。
- 運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。



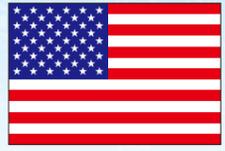
※配分切替ルールにもとづき運用した結果、必ず収益を最大化・損失を最小化できるものではありません。

### レバレッジ取引のイメージ 指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ



レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額が0になる可能性があります。なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。

**注意** 運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが困難になる可能性があります。詳細はP.28 および 特別勘定のしおり をご確認ください。



# 米ドル 運用シミュレーション



ご確認にあたっての留意点 → シミュレーションに使用したデータは P.37-38 をご確認ください。

- 当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。  
また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

- BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いた、いかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。
- 日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

特別勘定の最新の運用概況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

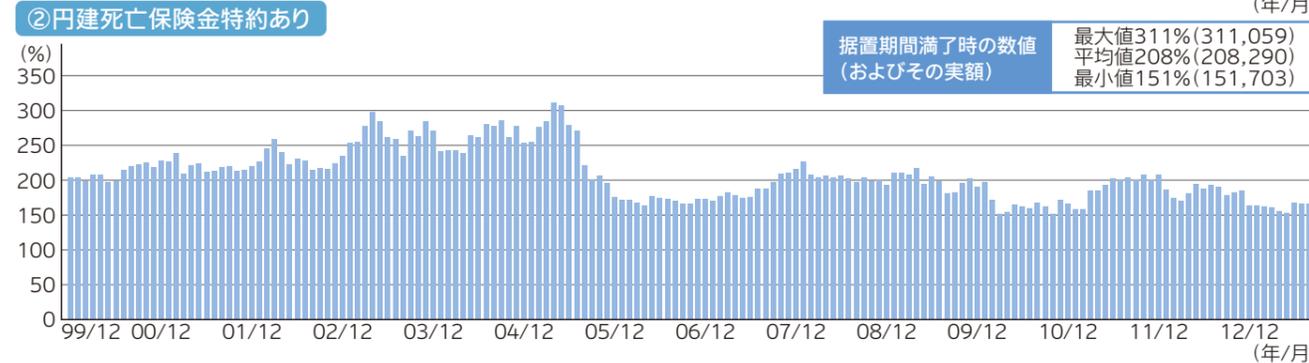
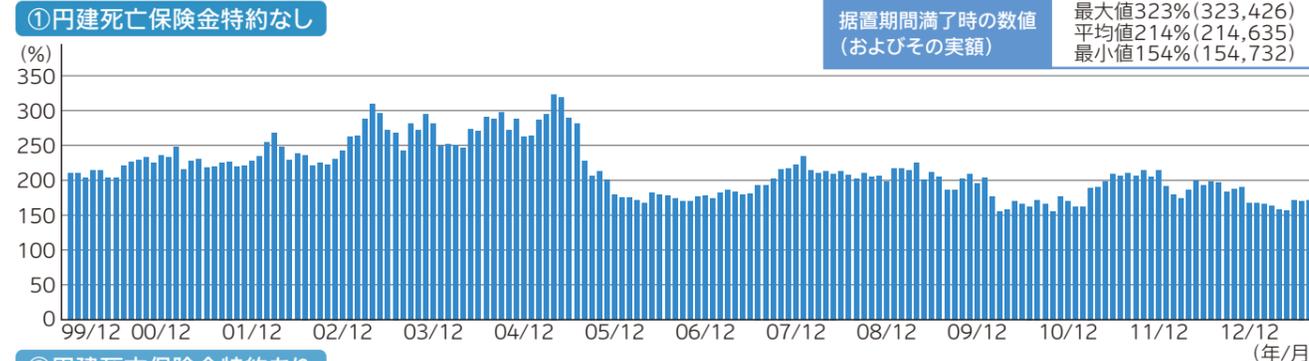
## 据置期間10年

1999年12月末～2013年8月末までの各月末から、2009年12月末～2023年8月末までの各月末まで10年間運用したと仮定して作成(165ケース)

### ●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(165)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(165)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	165	147	100%	2.13	1.00	6.43	165	147	100%	2.20	1.00	6.45
110%	165	145	100%	2.40	1.00	6.95	165	144	100%	2.42	1.00	6.96
120%	165	138	100%	2.94	1.00	7.28	165	137	100%	3.04	1.00	7.29
150%	165	119	100%	3.96	1.00	7.88	165	117	100%	4.05	1.00	7.90
200%	157	52	95%	6.13	1.89	9.78	151	51	91%	6.16	1.89	9.79

### ●積立金額シミュレーション



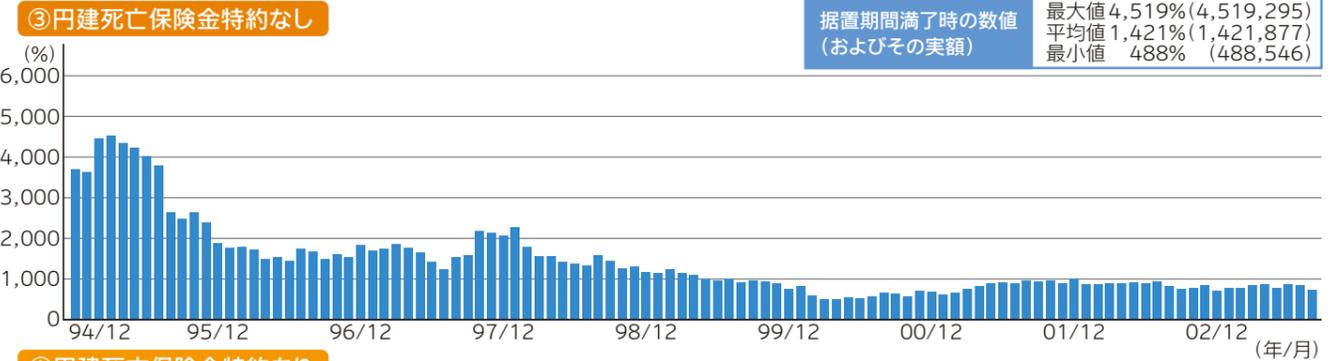
## 据置期間20年

1994年12月末～2003年8月末までの各月末から、2014年12月末～2023年8月末までの各月末まで20年間運用したと仮定して作成(105ケース)

### ●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(105)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(105)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	105	105	100%	1.20	1.00	2.44	105	105	100%	1.21	1.00	2.44
110%	105	105	100%	1.30	1.00	2.52	105	105	100%	1.31	1.00	2.59
120%	105	105	100%	1.58	1.00	3.42	105	105	100%	1.66	1.00	3.53
150%	105	100	100%	2.95	1.00	5.20	105	96	100%	3.08	1.00	5.51
200%	105	65	100%	4.31	1.60	7.14	105	62	100%	4.47	1.62	7.28

### ●積立金額シミュレーション



### 前提条件

- ①円建死亡保険金特約なし(据置期間10年)
- ②円建死亡保険金特約あり(据置期間10年)

- ③円建死亡保険金特約なし(据置期間20年)
- ④円建死亡保険金特約あり(据置期間20年)

- 共通
- 積立利率\*、契約時・解約時の基準利率:
    - ①3.20% ②3.00% ③3.11% ④2.83%
  - 運用実績連動部分の割合\*:
    - ①27.1% ②25.6% ③45.9% ④42.8%
  - 定率部分の割合\*:
    - ①72.9% ②74.4% ③54.1% ④57.2%

- 一時払保険料:100,000米ドル
- 資産分散ポートフォリオの配分割合: 2023年8月末の配分比率を適用(全ケース固定)
- 費用:運用実績連動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除
- 記載の数値は所定の方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

\*金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし計算しています。

### 目標金額到達シミュレーション

各目標値にもとづく目標金額に到達したケース数と到達率および到達までの期間(年数)を示しています。

- 目標到達判定期間:ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで
- 解約払戻金の円換算額:定率部分に適用される市場金利調整および解約控除を差引いて算出。  
また、円換算に際して、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

### 積立金額シミュレーション

一時払保険料を100%として、各期間運用した場合の据置期間満了時の積立金額(指定通貨)の推移を示しています。また期間内の最大値・最小値および平均値と、その実額を示しています。



# 豪ドル運用シミュレーション



ご確認にあたっての留意点 → シミュレーションに使用したデータは P.37-38 をご確認ください。

- 当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略にもとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表したものではありません。また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からのデータをもとに、日本生命が作成しております。

- BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデータの正確性について保証するものではなく、また、当データを用いた、いかなるシミュレーションに対しても一切責任を負うものではありません。
- 日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負いません。

特別勘定の最新の運用概況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

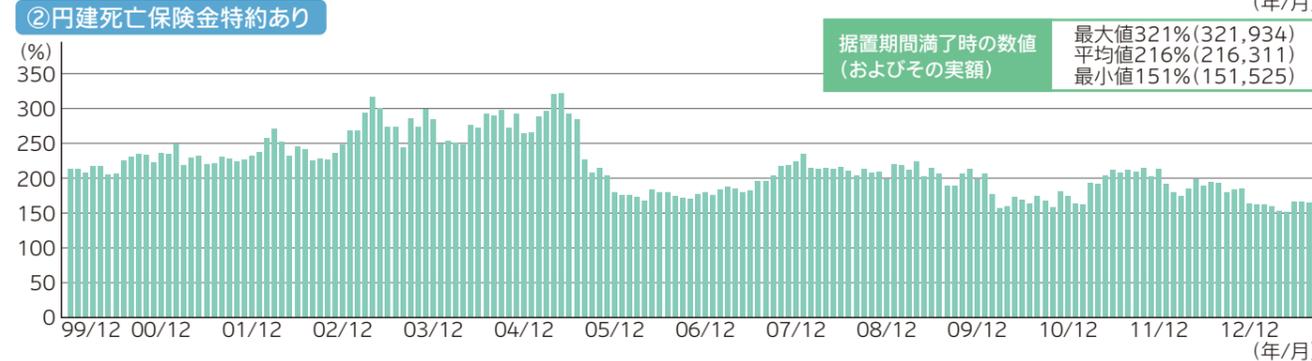
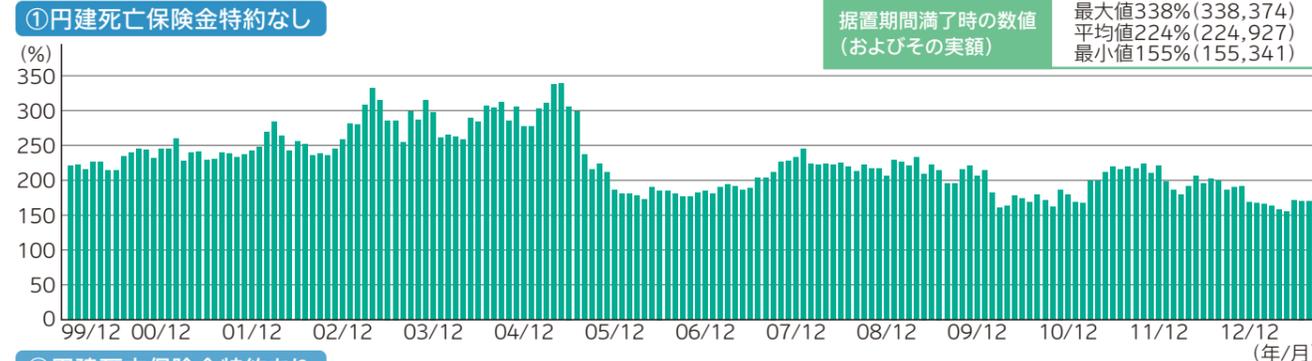
## 据置期間10年

1999年12月末～2013年8月末までの各月末から、2009年12月末～2023年8月末までの各月末まで10年間運用したと仮定して作成(165ケース)

### ●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(165)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(165)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	165	158	100%	1.64	1.00	5.62	165	156	100%	1.68	1.00	5.70
110%	165	154	100%	1.80	1.00	5.72	165	153	100%	1.84	1.00	5.72
120%	165	148	100%	2.18	1.00	6.04	165	147	100%	2.21	1.00	6.05
150%	163	127	98%	3.37	1.00	8.59	163	124	98%	3.49	1.14	9.07
200%	147	77	89%	5.42	2.65	9.86	140	66	84%	5.68	2.74	9.86

### ●積立金額シミュレーション



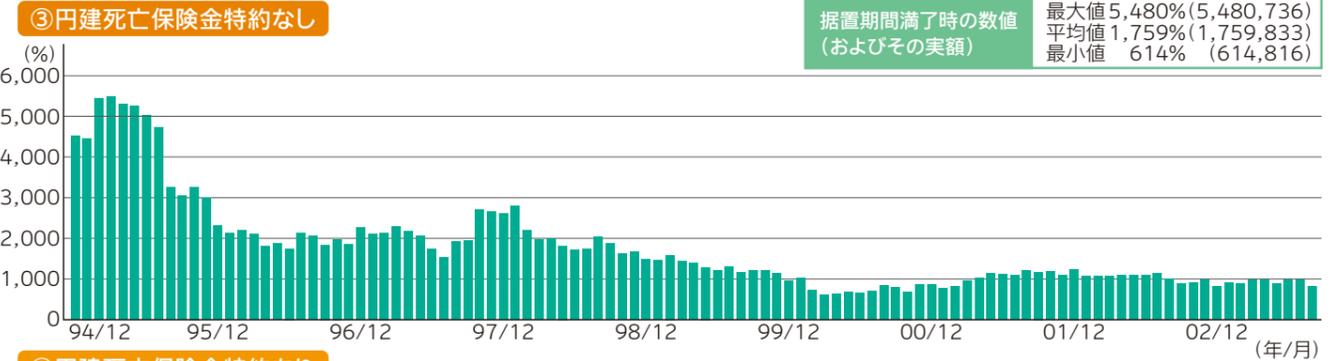
## 据置期間20年

1994年12月末～2003年8月末までの各月末から、2014年12月末～2023年8月末までの各月末まで20年間運用したと仮定して作成(105ケース)

### ●目標金額到達シミュレーション

目標値	円建死亡保険金特約なし						円建死亡保険金特約あり					
	到達データ			目標到達までの期間(年)			到達データ			目標到達までの期間(年)		
	到達ケース(105)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長	到達ケース(105)	うち5年未満	到達率	平均	最短	最長
105%	105	105	100%	1.35	1.00	3.80	105	104	100%	1.43	1.00	5.36
110%	105	104	100%	1.54	1.00	5.49	105	104	100%	1.59	1.00	5.54
120%	105	103	100%	1.90	1.00	5.75	105	102	100%	1.99	1.00	5.78
150%	105	87	100%	2.96	1.00	6.15	105	86	100%	3.05	1.00	6.22
200%	105	71	100%	4.08	1.36	6.99	105	67	100%	4.31	1.40	7.07

### ●積立金額シミュレーション



### 前提条件

- ①円建死亡保険金特約なし(据置期間10年)
- ②円建死亡保険金特約あり(据置期間10年)
- ③円建死亡保険金特約なし(据置期間20年)
- ④円建死亡保険金特約あり(据置期間20年)

- 共通
- 積立利率\*、契約時・解約時の基準利率: ①3.07% ②2.82% ③3.07% ④2.73%
  - 運用実績連動部分の割合\*: ①26.1% ②24.3% ③45.4% ④41.7%
  - 定率部分の割合\*: ①73.9% ②75.7% ③54.6% ④58.3%

- 一時払保険料: 100,000豪ドル
- 資産分散ポートフォリオの配分割合: 2023年8月末の配分比率を適用(全ケース固定)
- 費用: 運用実績連動部分にかかる保険契約関係費・資産運用関係費を控除
- 記載の数値は所定の方式で端数処理を実施、また受取時の課税前の数値で表記

\*金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があったとみなし計算しています。

- 目標金額到達シミュレーション
- 各目標値にもとづく目標金額に到達したケース数と到達率および到達までの期間(年数)を示しています。
- 目標到達判定期間: ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで
  - 解約払戻金の円換算額: 定率部分に適用される市場金利調整および解約控除を差引いて算出。また、円換算に際して、判定日における日本生命所定の為替レート(TTM-50銭)を適用。

- 積立金額シミュレーション
- 一時払保険料を100%として、各期間運用した場合の据置期間満了時の積立金額(指定通貨)の推移を示しています。また期間内の最大値・最小値および平均値と、その実額を示しています。

# 死亡保険金について

被保険者が死亡した日の

一時払保険料  
(指定通貨)

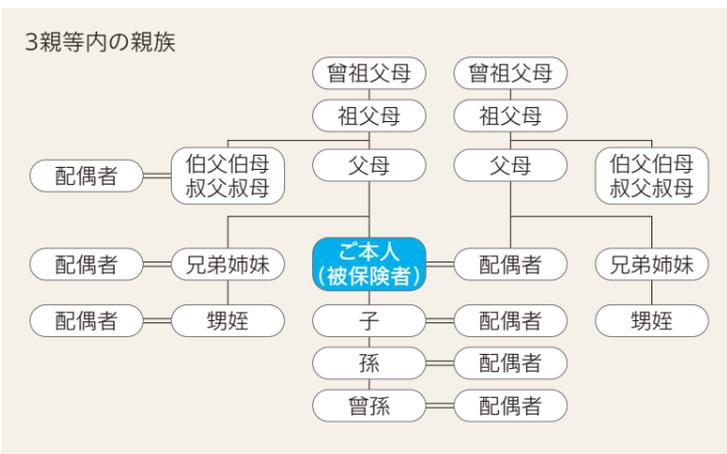
積立金額  
(指定通貨)

解約払戻金額  
(指定通貨)

いずれか大きい金額=死亡保険金として支払われます。

死亡保険金受取人は、  
被保険者の配偶者または  
3親等内の親族から指定  
いただけます。(複数人指定可)

※複数人指定いただいた際は、個別の口座に  
死亡保険金をお振込みできる場合もあります。  
※海外に居住されている方や外国籍の方も  
指定いただけます。  
ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う  
必要があります。



生命保険ならではのメリット

## 死亡保険金の非課税額が活用できます。

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。  
受取人が相続人\*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、  
死亡保険金の非課税額を活用することができます。

死亡保険金の非課税額 = 500万円 × 法定相続人の数\*2

\*1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。  
\*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、  
その放棄がなかったとした場合の相続人の数です。ただし、養子は人数が限られます。  
(被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで。)  
\*3 税務に関する内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、  
将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、  
(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

→ P.32-33をあわせてご確認ください。

## 死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議の対象外\*3となります。  
\*3 ただし、相続人の間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

## 死亡保険金は、すみやかに受取りいただけます。

死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内\*4にお受取りいただけます。  
\*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

請求に必要な書類は以下のとおりです。

- 所定の請求書 ● 死亡診断書(コピー可) ● 所定の本人確認書類(コピー可)
- ※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.31をご確認ください。



⚠ 指定通貨で一時払保険料以上が保証されますが、円で受取る場合、  
為替レートによっては一時払保険料(円)を下回ることがあります。

そこで 一時払保険料(円)以上を確保したい場合は……

## 円建死亡保険金特約

※ご契約時のみ付加でき、途中解約はできません。

据置期間中、一時払保険料(円)が最低保証されます。

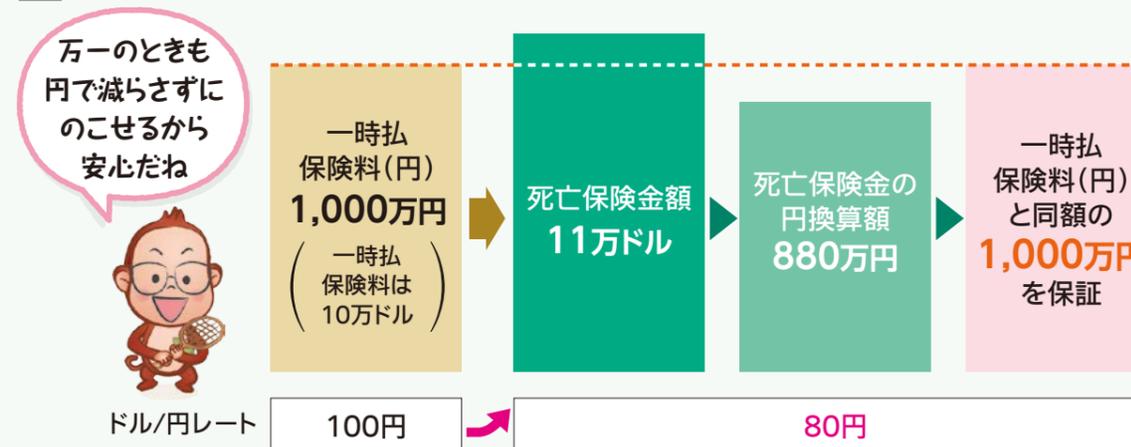
死亡時の為替レートがご契約時より円高になった  
場合でも、据置期間中、円で受取る死亡保険金が、  
一時払保険料(円)を下回らないように保証します。  
※被保険者の年齢が右記の場合にのみ付加できます。

据置期間	契約日における被保険者の満年齢
10年	70歳以下
20年	60歳以下

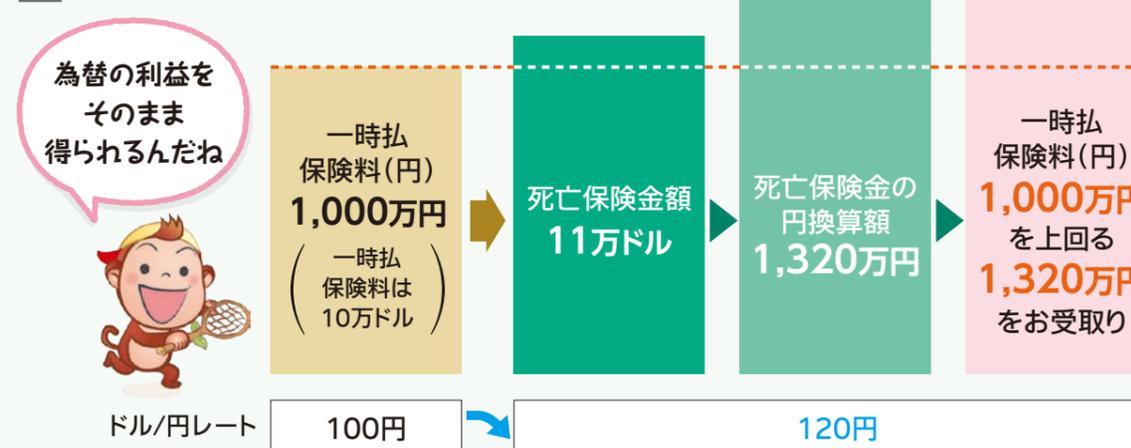
⚠ 特約を付加すると、積立利率が低くなり、運用実績連動部分の比率が小さくなります。

→ 詳細はP.23をご確認ください。

例 死亡時に円高の場合 イメージ図



例 死亡時に円安の場合 イメージ図



※上記のイメージ図は、将来の死亡保険金額等の推移をお約束するものではありません。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表

# アフターサービスについて

「人生100年時代」。あなたの想いをカタチにします。

## 各種サービス

「人生100年時代」をより豊かで明るいものにするために、生前から死後までお客さまをサポートするシニア向けサービスです。



老後も、その後も、自分らしく。

身元保証・生活支援・任意後見・死後事務サービスをご提供します。  
※サービスをご利用いただくためには、各サービス提供法人とご契約する必要があります。  
※地域によっては当サービスの対象外となる場合があります。

有償

こんなときに使える!

- 入院等の際に求められる身元保証人や連帯保証人等を頼める身近な人がいない

お申込みできる方

すべてのお客さま

相続手続は不慣れなことの連続。専門家のお手伝いがあると安心です。



万一のとき、ご遺族が行うさまざまな相続に関する手続きをトータルでサポート。  
相続の疑問について、無料でご相談をお受けします。  
手続代行やお手続内容に応じた専門家(有料)もご紹介いたします。

相談  
紹介  
無料

こんなときに使える!

- 相続税の申告等、わからないことだらけ…何から対応すべきか知りたい

ご利用できる方

被保険者死亡時の**死亡保険金受取人**  
※死亡保険金受取人がサービスを利用することが困難な場合、所定の範囲内のご親族も利用可能です。

## お申込み・ご利用にあたって必ずお読みください。

各サービスは、日本生命の提供する保険またはサービスではありません。  
ご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。

### GranAge Starについてのご留意点

- GranAge Star内の各サービスは、すべてのお客さまがご利用になれます。  
※日本生命との間で生命保険契約がないお客さまもご利用になれます。
- GranAge Star内の各サービスをご利用いただくためには、以下の各サービス提供法人とご契約する必要があり、身元保証、生活支援、任意後見、死後事務のいずれかのサービスについてサービス提供法人と契約が成立した場合に、暮らしのサポートデスクをご利用いただくことができます。  
<サービス提供法人>  
●身元保証、生活支援、任意後見、死後事務サービス:公益社団法人シニア総合サポートセンター等
- 暮らしのサポートデスク:クラブツーリズム株式会社、総合警備保障株式会社
- GranAge Starに関して日本生命にご提供いただく個人情報は、GranAge Starのご案内、GranAge Starの提供・維持管理、GranAge Starの充実、およびその他付随する業務に必要な範囲においてのみ利用します。
- 日本生命はGranAge Star内の各サービス提供法人との間で、お問合せに関する情報およびご加入の有無に関する情報を相互利用いたします。

### ニッセイご遺族あんしんサポートについてのご留意点

- ニッセイご遺族あんしんサポートの提供はその内容に応じ、相続あんしんサポート株式会社、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人等が担当いたします。有料サービスをご利用の場合は、サービス内容に応じた専門家(法人)と契約を結んでいただきます。

各サービスのご利用の際には、諸条件があります。  
各サービスの詳細や各サービス提供会社の利用規約につきましては、日本生命ホームページよりご確認ください。

※記載の内容は2024年4月現在のものであり、今後変更または廃止する場合があります。

## インターネットサービス ご契約後も安心!

お客さまの声にお応えして、簡単、便利なインターネットサービスをご用意しております。  
日本生命ホームページよりご登録のうえ、ご利用ください。

### ポイント

1 最新のご契約内容を確認できる!

- 毎日最新のご契約内容・運用状況を確認できます。
- 為替レート等の影響により、日々変動する解約時の受取金額をいつでも確認できます。

2 ペーパーレスでお手続きができる!

- お客さまご自身で、各種手続きを行うことができます。  
例)・目標値の指定・変更・取消  
・生命保険料控除証明書の再発行

住所・電話番号変更は、サービス登録不要でお手続きいただけます。

3 魅力的な情報が満載!

- 日本生命独自のお役立ち情報を確認できます。

①②は3:00~8:00はご利用になれません。  
なお、②は上記に加え、毎営業日15:00~15:30もシステムメンテナンスのためお手続きいただけない時間帯があります。  
※「目標値の指定・変更・取消」「生命保険料控除証明書の再発行」は、日本生命営業日の15:00までに日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。



### ご利用方法



スマートフォンから

読み取りはこちら ▶



パソコンから

<https://www.nissay.co.jp>

日本生命 検索

日本生命トップページ  
⇒金融機関窓口販売商品のログイン  
⇒専用サービスへアクセスください。



商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

資料・早見表



# 契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項です。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。**
- ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項およびご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については、 **ご契約のしおり一約款** をご確認ください。

また、運用実績連動部分の詳細については、 **特別勘定のしおり** をご確認ください。

	記載 ページ
1 保険のしくみ	P.19
2 積立利率	P.20
3 保障内容	P.21
4 解約払戻金	P.21
5 特約	P.22
6 引受条件 (2024年4月現在)	P.24
7 運用実績連動部分の概要	P.25
8 リスク	P.25
9 諸費用	P.25

## 用語のご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しています。  
 ※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しています。

※定額円建年金保険への変更時、繰延べ時、年金額の算出時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

# 1 保険のしくみ

**保険名称** ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険(米ドル建・豪ドル建)

この保険は、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、運用成果を年金としてお支払いする外貨建の変額年金保険です。

## 指定通貨と据置期間の選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、据置期間は10年・20年から選択いただきます。ご契約後にこれらを変更することはできません。

## 責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が責任開始の日となります。

## 定率部分と運用実績連動部分に分けた運用

積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けます。定率部分の積立金額は、積立利率にしたがってふえます。運用実績連動部分の積立金額は、特別勘定での運用実績が反映されます。

## 年金のお支払い

年金開始日において被保険者が生存されていたとき、年金開始日以後、年金をお支払いします。

## 死亡保険金のお支払い

据置期間中に被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。

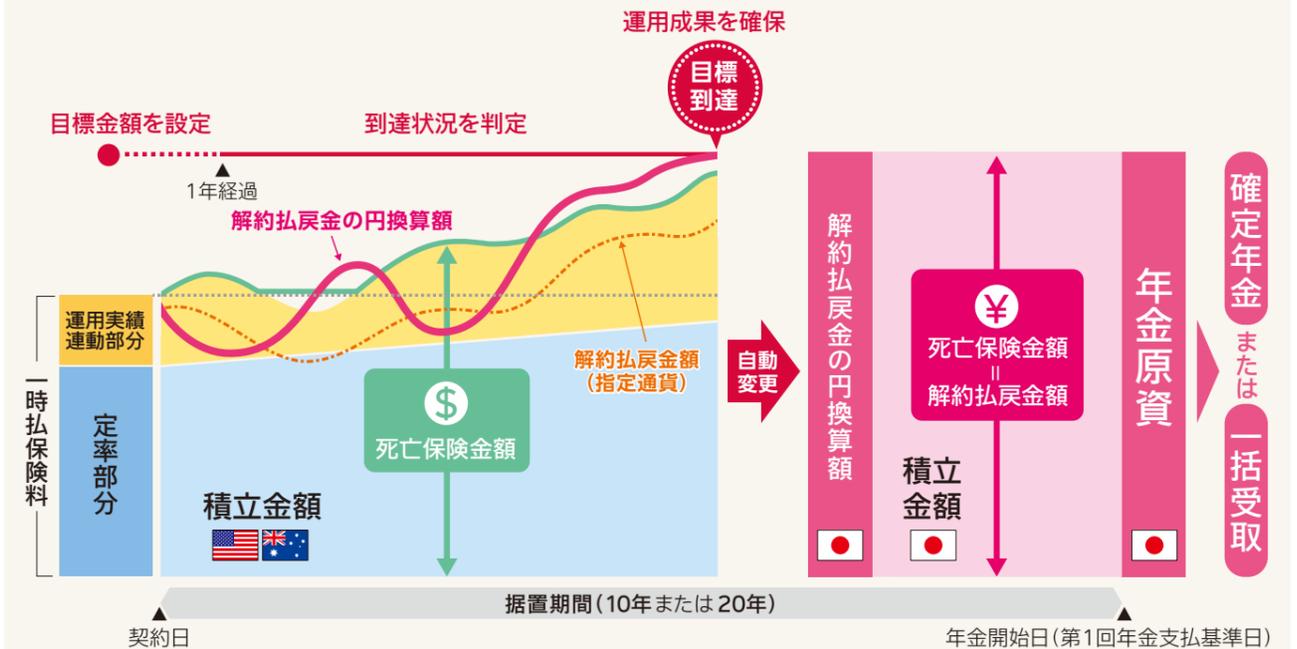
## 円での運用成果の確保

- 解約払戻金の円換算額に目標金額を設定することができます。目標金額は一時払保険料(円)の105%~200%(5%刻み)で設定できます。ご契約後は100%の設定も可能になります。  
※目標金額の設定は必須ではありません。また、設定を取消することもできます。
- ご契約から1年経過以降、年金開始日の1カ月前の前日まで、解約払戻金の円換算額が目標金額に到達したとき、定額円建年金保険に移行します。また、据置期間中に目標金額に到達しなかった場合、年金の受取開始を繰延べることで指定通貨での定額運用に移行し、目標到達判定期間を延長することもできます。

## 定額円建年金保険への移行

目標到達時の解約払戻金の円換算額が移行後の責任準備金となり、所定の利率が適用されます。年金支払基準日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。

イメージ図



※イメージ図はP.3-4もご確認ください。

# 2 積立利率

積立利率\*1は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。

責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率 = 指標金利\*2の所定の期間における平均値(基準利率) + 所定の率 - 保険契約関係費率

\*1 指定通貨・据置期間・円建死亡保険金特約の有無ごとに毎月2回(1日と16日)設定

\*2 指定通貨および据置期間に応じて定める国債の流通利回りをいいます。

### 3 保障内容

据置期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下の①②③いずれか大きい金額です。</p> <p>① 一時払保険料 ② 積立金額 ③ 解約払戻金額</p> <p>円建死亡保険金特約が付加されている場合は、 以下の④⑤いずれか大きい金額です。</p> <p>④ ①②③いずれか大きい金額を円に換算した額 ⑤ 一時払保険料(円)</p>
定額円建年金保険に移行後の据置期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における積立金額です。 死亡保険金額は一時払保険料(円)を下回りません。</p>
繰延期間	<p>被保険者が亡くなられたとき、死亡した日における責任準備金を一括でお支払いします。 責任準備金額は一時払保険料を下回りません。</p>
年金支払期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金支払基準日に被保険者が生存しているとき、年金をお支払いします。年金開始日の前日の積立金額を年金原資とし、年金種類と年金開始日における所定の利率によって計算される年金額をお支払いします。</li> <li>繰延べを行っていた場合は繰延べ後の第1回年金支払基準日に被保険者が生存していたとき、年金をお支払いします。第1回年金支払基準日の前日における責任準備金額が年金原資となり、年金種類と年金開始日における所定の利率によって計算される年金額をお支払いします。</li> <li>年金原資は一時払保険料を下回りません。</li> <li>年金種類は5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金です。</li> </ul> <p>※ご契約時は5年確定年金のみ選択できます。 ※お申し出いただいたときに日本生命が取扱っている範囲に限ります。 ※年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときは、後継年金受取人が年金受取人になります。 ※被保険者が亡くなられたときには、将来の年金の現価を死亡一時金として、年金受取人にお支払いします。死亡一時金は一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。</p>

### 4 解約払戻金

据置期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は以下のように、定率部分の積立金額に市場金利調整を適用して計算される金額と、運用実績連動部分の積立金額との合計額から、解約控除額を差引いた金額となります。 また、解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*に計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <math display="block">\text{定率部分の積立金額} \times (1 - \text{市場金利調整率}) + \text{運用実績連動部分の積立金額} - \text{解約控除額}</math> </div>
------	--

据置期間	<p>●市場金利調整率＝</p> $1 - \left[ \frac{1 + \frac{\text{この保険契約に適用される積立利率の計算に用いた基準利率}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日における基準利率} + 0.1\%}}{12} \right]^{\text{残存月数}}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>基準利率＝指標金利の所定の期間における平均値</li> <li>残存月数＝解約日から年金開始日の前日までの月数(端数日は切上げ)</li> </ul> <p>※解約払戻金の計算に用いる基準利率を設定する時期(毎月1日、16日)と解約払戻金計算基準日(解約日)の間に生じる金利変動や、運用資産の売却にかかる取引費用等に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場金利調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。 このため、契約日の市場金利と解約払戻金計算基準日の市場金利が同一であっても、解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。</p> <p>&lt;解約払戻金計算基準日の定率部分の積立金額に対する控除率の例&gt; 契約日と解約払戻金計算基準日に適用される基準利率が、仮に2.0%の場合、残存期間に応じて、定率部分の積立金額から以下の率を控除します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>残存年数</td> <td>20年</td><td>19年</td><td>18年</td><td>17年</td><td>16年</td><td>15年</td><td>14年</td><td>13年</td><td>12年</td><td>11年</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>1.94%</td><td>1.84%</td><td>1.75%</td><td>1.65%</td><td>1.56%</td><td>1.46%</td><td>1.36%</td><td>1.27%</td><td>1.17%</td><td>1.07%</td> </tr> <tr> <td>残存年数</td> <td>10年</td><td>9年</td><td>8年</td><td>7年</td><td>6年</td><td>5年</td><td>4年</td><td>3年</td><td>2年</td><td>1年</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>0.98%</td><td>0.88%</td><td>0.78%</td><td>0.68%</td><td>0.59%</td><td>0.49%</td><td>0.39%</td><td>0.29%</td><td>0.20%</td><td>0.10%</td> </tr> </table> <p>※上記の表では、解約払戻金計算基準日が毎年の契約応当日である前提で数値を抜粋しております。 「残存年数」とは、解約払戻金計算基準日から年金開始日の前日までの年数となります。 ※契約日は市場金利調整率がかかりません。契約日翌日の控除率は、「残存年数」の項目のうち、据置期間と同一の年数となる項目の控除率をご確認ください。</p> <p>●解約控除額＝一時払保険料×解約控除率</p> <p>➡ 詳細はP.30をご確認ください。</p>	残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年	控除率	1.94%	1.84%	1.75%	1.65%	1.56%	1.46%	1.36%	1.27%	1.17%	1.07%	残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年	控除率	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%
残存年数	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年																																			
控除率	1.94%	1.84%	1.75%	1.65%	1.56%	1.46%	1.36%	1.27%	1.17%	1.07%																																			
残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年																																			
控除率	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%																																			
定額円建年金保険に移行後の据置期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の積立金額です。</p>																																												
繰延期間	<p>解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日*の責任準備金額です。</p>																																												
年金支払期間	<p>解約することはできません。 代わりに、お申し出により将来の年金の現価に相当する金額を一括でお支払いすることができます。</p>																																												

\*ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

### 5 特約

#### 円入金特約

保険料を円でお払込みいただける特約です。  
一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。  
※この特約を付加せずに保険料をお払込みいただき、クーリング・オフを行った場合、お払込みいただいた通貨でお返しします。

➡ 詳細はP.34をご確認ください。

➡ 次ページへ続く

## 円支払特約

年金や死亡保険金、解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

## 円建死亡保険金特約

据置期間中、死亡保険金を円に換算してお支払いするとともに、その金額を一時払保険料(円)で最低保証する特約です。特約を付加すると、積立利率が低くなり、運用実績連動部分の比率が小さくなります。この特約はご契約時のみ付加することができ、途中解約はできません。また、被保険者の年齢が以下の場合にのみ付加できます。

据置期間	契約日における被保険者の満年齢
10年	70歳以下
20年	60歳以下

## 第1回年金支払基準日の変更に關する特約(繰延べ)

第1回年金支払基準日を繰延べる特約です。年金開始日の前日の積立金額が、繰延べ時の責任準備金となり、所定の利率が適用されます。繰延期間中も、目標金額の設定が可能です。繰延期間は被保険者の年齢によって以下のように異なります。

年金開始日における被保険者の満年齢	85歳以下	86歳	87歳	88歳	89歳	90歳以上
繰延可能期間*	5年	4年	3年	2年	1年	なし

\*繰延期間は1年単位です。

※定額円建年金保険に移行後や、お申し出時に日本生命が取扱っていない場合は、この特約を付加できません。

※繰延べは1回に限りお取扱いします。

## 通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日
円支払特約	TTM-50銭	●年金 年金開始日または日本生命が必要書類を受付けた日のいずれか遅い日 ●死亡保険金、解約払戻金 日本生命が必要書類を受付けた日*
円建死亡保険金特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日

\*解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日

※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。

※為替レートは将来変更されることがあります。

## 6 引受条件 (2024年4月現在)

一時払保険料	最低*1	1万米ドル(1,000米ドル単位) 1万豪ドル(1,000豪ドル単位) 100万円(10万円単位)
	最高*2	7億円
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
増額および減額		取扱いなし
被保険者年齢範囲*3 カッコ内は円建死亡保険金特約を付加した場合	据置期間 10年	0~75歳(0~70歳)
	据置期間 20年	0~70歳(0~60歳)
年金受取人		契約者本人*4
年齢範囲	据置期間 10年	0~75歳
	据置期間 20年	0~70歳
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族
配当金		なし
指定代理請求人		契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1名指定できます。
代理請求できる場合		年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が年金を請求できない事情があると日本生命が認めたとき
指定代理請求人の範囲		(1)被保険者と次の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人または後継年金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。

\*1 払込通貨で判定

\*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定  
他に被保険者を同一とするニッセイ投資型年金、ニッセイ指定通貨建年金原資確定部分付変額年金保険のご契約がある場合は、それらを合算して判定

\*3 被保険者の契約日における満年齢

\*4 据置期間中は被保険者に変更可能

※上記内容は将来変更されることがあります。

## 7 運用実績連動部分の概要

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。

特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。

投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は以下のとおりです。

実質的な投資対象		株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ	
国内株式	日本株式先物	○	○	
外国株式	米国株式先物	○	○	
	ユーロ圏株式先物	○	○	
	香港株式先物	-	○	
国内債券	日本10年国債先物	-	○	
外国債券	円ヘッジあり	米国10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		英国10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
		豪州10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	○
	円ヘッジなし	米国10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		英国10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○
		豪州10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	○

※法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。

特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、今後変更することがあります。

その他運用実績連動部分の詳細については、**特別勘定のしおり**をご確認ください。

## 8 リスク

この保険には、リスクがあります。P.27-28・P.30をご確認ください。

## 9 諸費用

この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.29-30をご確認ください。

# 注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項です。

● **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**

● お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、

**ご契約のしおり一約款**をご確認ください。

また、運用実績連動部分の詳細については、**特別勘定のしおり**をご確認ください。

記載  
ページ

引受保険会社の名称および住所 …… P.27

苦情・相談・請求等のお問合せ先 …… P.27

1 リスク …… P.27

2 諸費用 …… P.29

3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日 …… P.31

4 死亡保険金等のご請求 …… P.31

5 死亡保険金等をお支払いできない場合 …… P.31

6 解約払戻金 …… P.32

7 特別勘定の廃止または統合 …… P.32

8 税金の取扱い(2024年2月現在) …… P.32

9 現在のご契約を解約・減額して  
新しいご契約のお申込みをする場合 …… P.33

10 クーリング・オフ制度 …… P.34

11 無配当保険の特徴 …… P.35

12 生命保険会社が経営破綻した場合等 …… P.35



用語の  
ご説明

※一時払保険料は基本保険金額と同額となるため、当冊子では、基本保険金額を「一時払保険料」と記載しています。  
※円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額を「一時払保険料(円)」と記載しています。

※定額円建年金保険への変更時、繰延べ時、年金額の算出時に適用される「所定の利率」は、金利水準等をもとに決定します。

# 引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12

<https://www.nissay.co.jp>

# 苦情・相談・請求等のお問合せ先

## 日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート  
ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621 (通話料無料)

受付時間:月～金曜日9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

## 指定紛争解決機関

**この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。**

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、生命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

## (2) 金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。

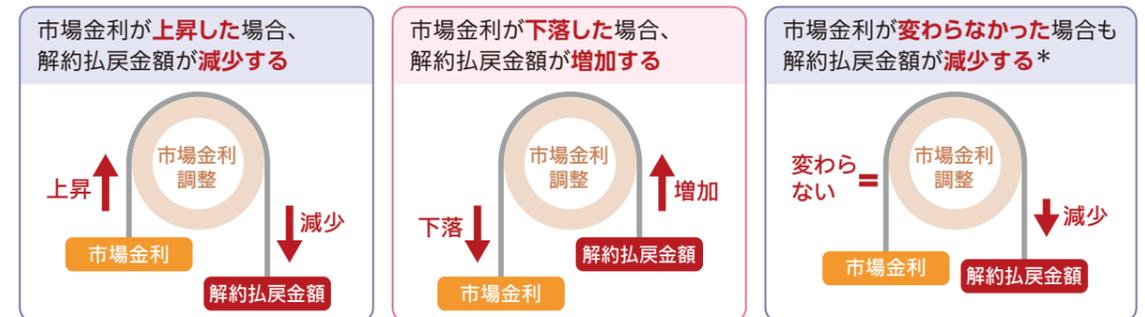
-解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。

債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。

※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品求めて当保険を解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

### 市場金利の影響のイメージ



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。

※債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.1%」により、小さくなります。

P.21-22「4. 解約払戻金」をあわせてご確認ください。

## (3) 特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、

保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。

-解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。

投資対象については、P.25をご確認ください。

(1)～(3)のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

例1	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例2	景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。
例3	円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

# 1 リスク

この保険には、次のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、必ずご確認ください。

➡ P.39-40「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

## (1) 為替変動リスク

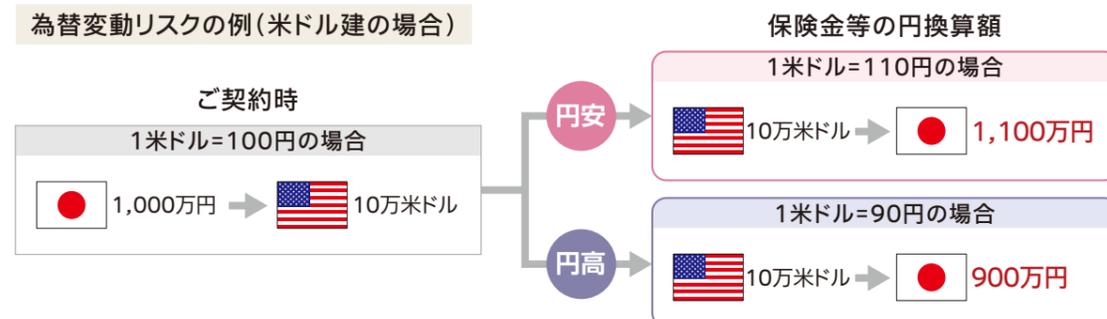
死亡保険金・年金・死亡一時金・解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。

-為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、

保険金等を円に換算した額が少なくなることがあります。

-保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

為替変動リスクの例(米ドル建の場合)



## 2 諸費用

ご契約に際して、お客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

→ P.39-40「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

### ① 定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

### ② 運用実績連動部分にかかる費用

項目	費用	
保険契約関係費 〔ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するための費用〕	特別勘定資産の総額に対して年率1.50%	
資産運用関係費	投資信託の信託報酬	投資信託の純資産総額に対して年率0.22%(税込)
	金融派生商品の取引にかかわる費用	助言報酬ならびにレバレッジ取引等にかかる費用
		費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。
	その他取引費用等	
監査費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.011%(税込)以内	
信託事務の諸費用	費用の発生前に金額や割合を確定することが困難であるため、表示できません。	

### ③ 年金支払期間中の費用

責任準備金に対して以下の費用を控除したうえで年金額が計算されます。

年金の種類	指定通貨で受取る場合	円で受取る場合
5年確定年金	年率0.765%	年率0.290%
10年確定年金	年率0.345%	年率0.230%
15年確定年金	年率0.227%	年率0.151%

### ④ 円建死亡保険金特約を付加した場合の費用

死亡保険金を一時払保険料(円)で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

### ⑤ 繰延べをした場合の費用

ご契約の維持等に必要な費用であり、繰延べ後の責任準備金額を定める際に、あらかじめ控除しております。

### ⑥ 通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料
円を指定通貨に換算するとき	50銭
指定通貨を円に換算するとき	

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについてはP.23をご確認ください。

### ⑦ 解約をした場合の費用

#### ● 解約控除

据置期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

据置期間10年、20年

経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%

経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%

※据置期間20年で経過年数10年以上の場合、解約控除はかかりません。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。

### ⚠ 短期間で解約すると、受取額が小さくなり、損失が生じる可能性が高まります。

市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い **a** の方が、解約日までの期間が長い **b** より市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、受取額は小さくなります。  
また、**市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。**

← 詳細はP.22・P.27-30をご確認ください。

#### 減少割合の例

●据置期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。  
※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。  
詳細については、「例表」または「提案書」をご確認ください。

## 3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

### 責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、**一時払保険料のお払込みが完了した日**（日本生命指定の金融機関に着金した日）が契約上の責任開始の日となります。  
募集代理店および募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。  
なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

### 契約日

**契約日は以下のいずれか遅い日の翌日**となります。  
なお、以下のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日となります。  
①一時払保険料のお払込みが完了した日  
②日本生命がご契約のお申込みを承諾した日  
③契約の申込日から、その日を含めて8日目

### 特別勘定への繰入日

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

## 4 死亡保険金等のご請求

- 死亡保険金等のお支払事由に該当した際はすみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。  
なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 年金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- 死亡保険金の受取人変更等、ご契約内容を変更する場合もすみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。

## 5 死亡保険金等をお支払いできない場合

**死亡保険金等をお支払いできない場合があります。**代表的なものは次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
- 死亡保険金の免責事由に該当した場合
  - 責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
  - 契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

## 6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.21-22・P.30、各種リスクについてはP.27-28をご確認ください。  
外貨建生命保険・市場金利調整のしくみについては、P.39-40もあわせてご確認ください。  
なお、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

## 7 特別勘定の廃止または統合

- 関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。
- 特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- 特別勘定に関するその他詳細については、**特別勘定のしおり**をご確認ください。

## 8 税金の取扱い（2024年2月現在）

以下の内容は、2024年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。  
また、解約払戻金、死亡保険金、年金にかかる税金については、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。  
※個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。  
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

### ご契約時

一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。（他の保険料控除の対象とはなりません。）  
ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が、自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

### 据置期間中

#### <解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
源泉分離課税	所得税（一時所得）+住民税

※一時所得の課税対象額＝  
{(解約払戻金)+(配当金\*1)-(一時払保険料)-(特別控除額50万円)}×1/2  
特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、年間の一時所得合計額に対しての控除です。  
\*1 当保険には配当金はありません。

➡ 次ページへ続く

### <死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
①契約者と被保険者が同一人の場合	A	A	B	相続税
②契約者と受取人が同一人の場合	A	B	A	所得税(一時所得)+住民税
③契約者と被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A	B	C	贈与税

### <年金の受取りに際してかかる税金>

確定年金で受取る場合	一括受取の場合
所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税



**ご注意** ご契約者が年金受取人と異なる場合は、年金開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。さらに、贈与税が課税された以外の部分については、年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

### <外貨建保険の税法上の取扱い>

この保険の外貨建の保険料や死亡保険金等の授受にかかる税法上の取扱いは円建の生命保険契約と同じです。

次の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

次の基準により外貨を円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。

科目	為替レート適用日*2	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	【相続税・贈与税の対象となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
年金	年金支払基準日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)

\*2 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。

※円での保険料や年金等の授受においては、円での金額を基準とします。

## 9 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申し込みをする場合

- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

## 10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。

### <申出方法(書面の場合)>

- クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。
- 郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

### 記載事項

※黒ボールペンでご記入ください。

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額(円入金特約を付加した場合は円払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者のお名前(自署)

(記入例) ※円入金特約を付加した場合

日本生命保険相互会社 行  
 1 私は保険契約の申込みの撤回を行います。  
 (理由)○○○○○○  
 2 申込番号 ××××××××××  
 3 円払込金額 ×,×××,×××円  
 4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店  
 5 返金先口座 ○○銀行 ○○支店  
 普通××××××××  
 口座名義人 ○○○○  
 6 20××年××月××日  
 7 住所 ○○県○○市○○町×丁目  
 ×番地×号  
 電話番号 ××××-××-××××  
 8 お名前 日生 太郎

### 郵送先

〒113-8661  
 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート  
 日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

### <申出方法(電磁的記録の場合)>

- 日本生命では、電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、日本生命ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)をご案内しています。
- 日本生命ホームページから期間内(8日以内)にお申し出ください。
- 日本生命ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

### <外貨建保険のクーリング・オフについて>

- クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、日本生命に保険料としてお申込みいただいた通貨となります。
- 円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。(円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。)

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともないお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	外貨*2

\*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。

\*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しいたします。ただし、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替し、お払込みをいただいた場合)、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは**元本割れすることがあります**。

- ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
- ③為替差損(益)

## 11 無配当保険の特徴

この保険には、配当金はありません。また、この保険の契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- 日本生命は相互会社です。相互会社は、剰余金の分配のない保険契約を除き、契約者が契約の当事者となると同時に社員（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、定款の規定\*によりこの保険の契約者は日本生命の社員とはなりません。
- この保険の契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利はありますが、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利はありません。なお、契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

\* 定款第6条第1項：当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

## 12 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額等が削減されることがあります。

日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、死亡保険金額等が削減されることがあります。

## ご契約後に日本生命より郵送する書類

※記載の内容は2024年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

### ご契約後

#### 1 保険契約のお申込手続き完了のお知らせ (兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ)

発送時期 成立日+2営業日後以降

インターネットサービスをご利用いただけるようにするため、仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください



#### 2 保険証券等

発送時期 契約日の翌営業日以降  
(通常、お申込みから2週間程度)

「生命保険料控除証明書」や「ユニット取引報告書」等を同封いたします。また、マイナンバー登録に関するご案内を別送いたします。

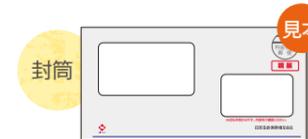


### 保険期間中

#### 3 ご契約状況のお知らせ

発送時期 年4回  
(毎年契約応当日とその3カ月ごとの応当日以降)  
※ 定額円建年金保険へ変更した場合、年1回  
(契約応当日以降)

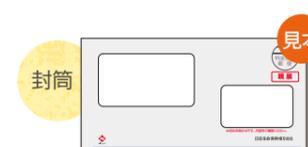
作成時の積立金額や解約払戻金額等を記載しております。



#### 4 決算のお知らせ

発送時期 毎年7月末  
※ 定額円建年金保険へ変更した場合は送付されません。

特別勘定の運用実績等を記載しております。



### 目標金額到達時

#### 5 定額円建年金保険への変更のお知らせ

発送時期 到達した日の翌々営業日以降

定額円建年金保険への変更後の契約内容等を記載しております。



### 年金移行時

#### 6 年金開始のご案内

発送時期 年金開始の約1カ月前まで

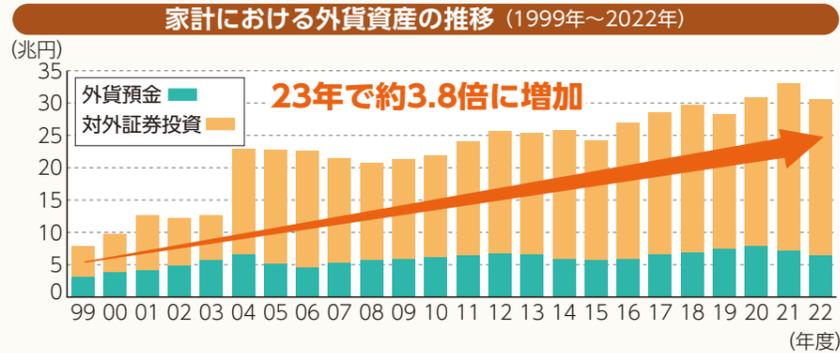
お手続き時に、年金の支払方法に加え、年金の支払期間の変更、繰延べの有無について確認させていただきます。

外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

家計における外貨資産は、**23年で約3.8倍に増加しています。**

グローバル化が進む中、家計の外貨資産は徐々にふえ、外貨の保有は特別なことではなくなりつつあります。

出典：日本銀行ホームページ「資金循環」



なぜ今、外貨なのでしょう？

日本では、**長く低金利が続いています。**

日本の金利は低水準が続いているため、海外の金利が注目されています。

出典：各国中央銀行が公表している利回りをもとに日本生命が作成



様々な品が値上がりし、**お金の価値の低下が心配です。**

低金利が続く中でも、物価は上昇傾向にあります。物価が上がると、円資産のみでは、保有資産が実質的に目減りしてしまいます。

出典：総務省統計局「小売物価統計調査」(主要品目の東京都都区小売価格) ※小数点第2位以下を切捨て



通貨の価値は、為替レートの**変動により常に上下しています。**

外国為替は、世界中で日々休みなく取引され、経済や政情等、様々な要因が複雑に交錯しながら、刻々と変化しています。

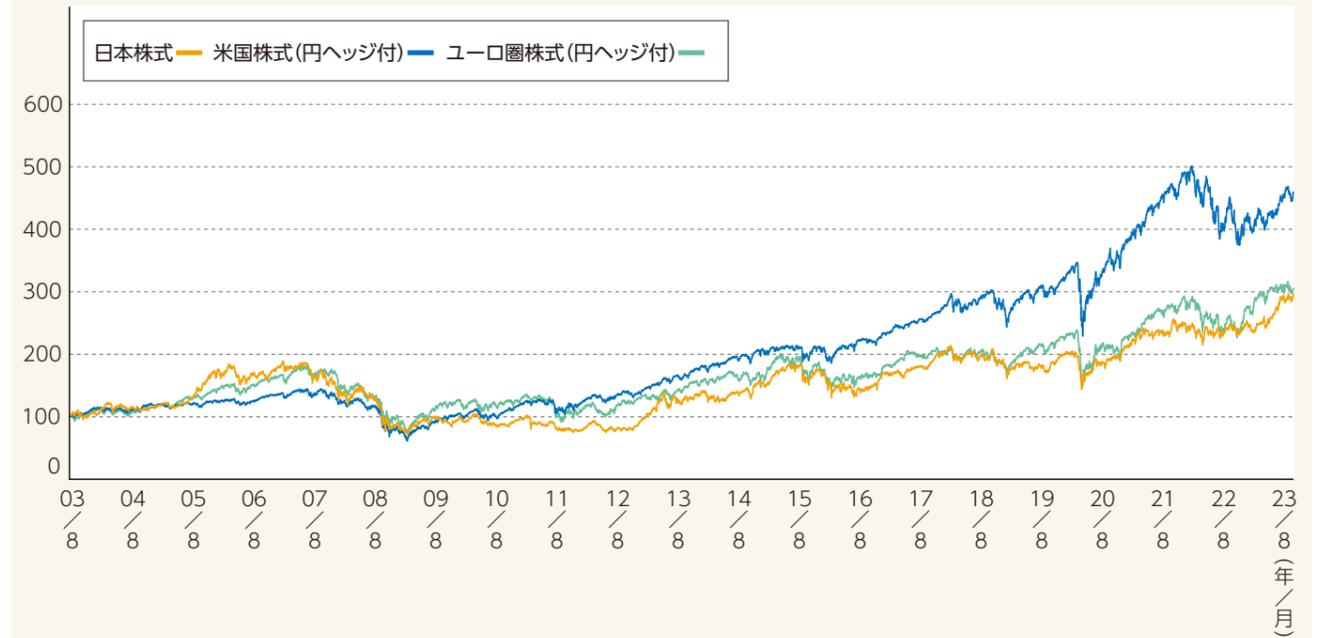
それにともない、円の実質的な価値も常に変動しています。

出典：日本生命が指標として指定している金融機関の公示値をもとに作成

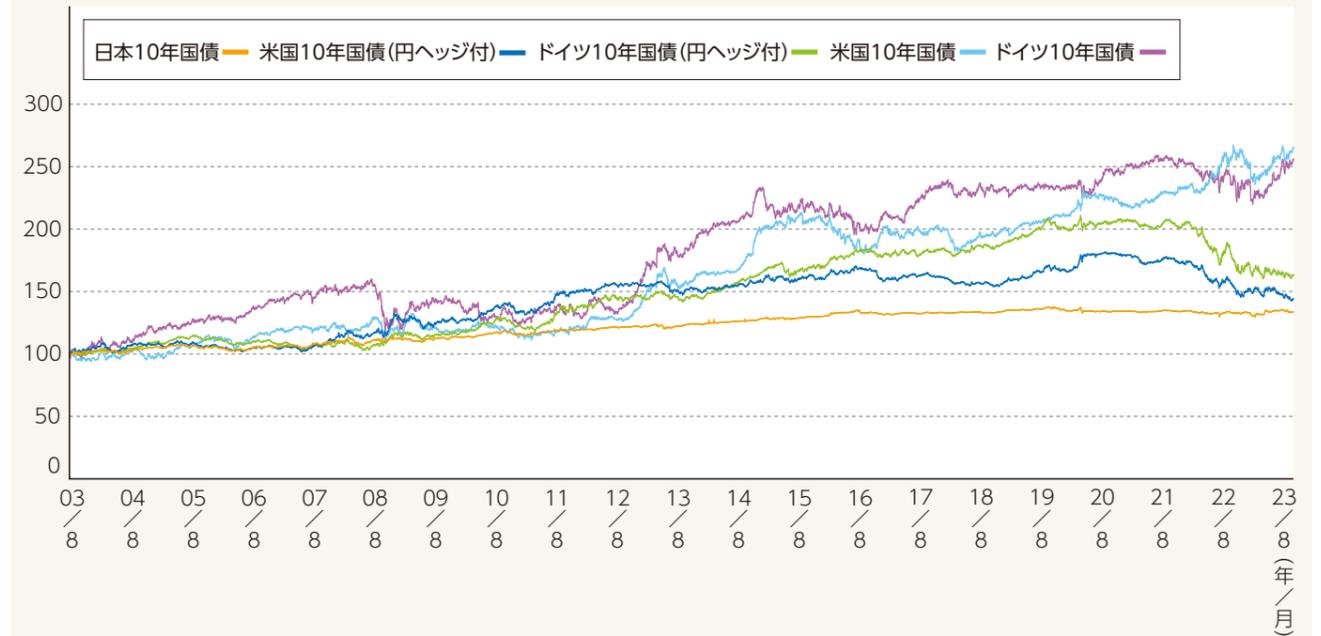


P.9-12「運用シミュレーション」で使用した市場環境データ

株式ポートフォリオの各資産のパフォーマンス (日本円) (2003年8月末～2023年8月末)



資産分散ポートフォリオの代表的な資産のパフォーマンス (日本円) (2003年8月末～2023年8月末)



# 「外貨建生命保険」のよくあるご質問集

より理解を深めるためにぜひ、ご視聴ください

外貨建生命保険 なるほど動画



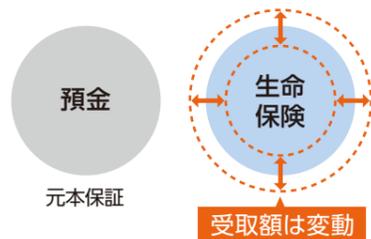
金融機関等で販売しているから、**預金みたいなもの**だよね。



いいえ。この商品は、**日本生命の生命保険**です。

預金とは異なり、**元本割れ**することがあります。

生命保険には、預金のような元本保証はありません。受取額は為替レートの影響を受けて変動し、元本割れすることがあります。

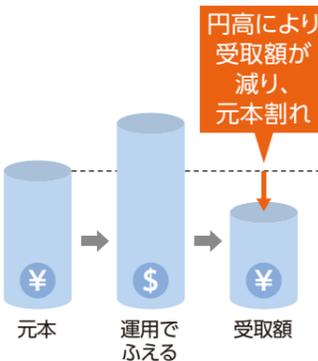


長く契約していればふえていくから、**元本割れしない**わね。



いいえ。為替変動により、円でのお受取額が**元本割れ**する可能性が常にあります。

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替します。そのときの為替レートがご契約時より大幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、損失が生じることがあります。また、その他以下の「調整」「控除」による影響を受けます。

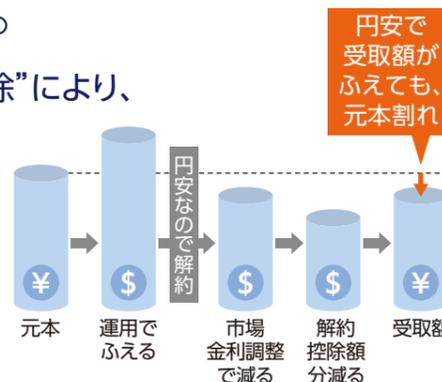


解約しても、**円安のときなら元本割れしない**よね。



いいえ。「調整」や「控除」により、**円安時の解約でも元本割れ**することがあります。

解約時には「市場金利調整」や「解約控除」が適用されます。そのため、円安のときに解約しても、これら「調整」「控除」により、損失が生じることがあります。



なぜ、**市場金利と解約払戻金は逆の動きをするの？**



解約払戻金が**市場金利調整により債券価格の変動の影響**を受けるためです。

- 保険会社は外貨建保険の積立金を、主に外国債などの債券で運用しています。
- 解約になると、保有している債券を時価で売却する必要があるため、解約払戻金が増減します。



市場金利調整の影響は**どれくらい続くの？**



据置期間満了時までずっと続きます。ただし、**契約日から解約日までの期間が短いほど影響は大きく、長いほど小さくなります。**

※契約日と解約日の金利変動差が一定の場合

- 償還までの期間が長い(購入からの経過年数が短い)債券ほど、金利変動の影響を受ける期間が長いため金利の動きに対する債券価格の動きは大きくなります。

<債券価格の変動について>

